

答 申 情 第 1 3 2 号
令 和 4 年 5 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年4月6日付け行総法第2号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

裁判判決文の公文書一部公開決定事案（諮問情第227号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年8月14日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成29年7月～令和2年7月判決文」の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までに市が訴訟当事者となった裁判の判決文76件（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行う旨を決定し、令和2年12月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当

- ・ 個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。（条例第7条第1号に該当）
 - ・ 一部の法人の名称については、公開することにより、当該法人の社会的評価が損なわれるおそれがあり、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）
 - ・ 個人の印鑑の印影については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。（条例第7条第1号及び第4号に該当）
 - ・ 訴訟代理人の印鑑の印影については、公開することにより、同人の事業活動上の地位を明らかに害すると認められるとともに、財産の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。（条例第7条第2号及び第4号に該当）
- (3) 審査請求人は、令和3年3月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分において非公開とされている部分の内容を公開することを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

本件公文書は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までに市が訴訟当事者となった裁判の判決文76件であり、判決を言い渡した各裁判所から交付されたものである。

本件公文書には、「①個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの並びに事件番号」、「②一部の法人の名称」に係る事項が記載され、「③個人の印鑑の印影」及び「④訴訟代理人の印鑑の印影」が押印されているが、処分庁においては、①が条例第7条第1号に、②が条例第7条第2号に、③が条例第7条1号及び第4号に、④が条例第7条第2号及び第4号に該当すると判断し、本件処分を行ったものである。

①、②、③及び④における条例第7条第1号、第2号及び第4号の該当性については、以下に主張するとおりである。

(2) ①に係る条例第7条第1号の該当性

本件公文書に記載されている個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであることは明らかである。

次に、第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるものとして、児童虐待に関する事案に関し、当該児童の特定につながるおそれのある部分及びこれに伴う当該児童に関するセンシティブな内容を含む部分を特定し、非公開としている。なお、本件で非公開とした部分は、既に公になっている情報以外の情報で個人の特定につながる情報であると判断して裁判所に対し事件記録の閲覧制限の申立てをし、認められている部分であり、客観的にも、公開することが適当でないとして認められるものであることは明らかである。

さらに、事件番号は裁判所において事件を受理した場合に付される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないところ、特定の裁判所名とともに事件番号を開示することにより、事件が特定され、裁判所において訴訟記録を閲覧することが可能となる。これにより、訴訟記録に記載されている特定の個人に関する情報を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(3) ②に係る条例第7条第2号の該当性

本件公文書に記載されている一部の法人の名称については、法人等に関する情報又

は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公開することにより、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

具体的には、都市計画法に基づく建築物除却命令及び建築基準法に基づく是正措置（除却）命令を受けた法人の名称については、命令を受けた事実が公表されることにより当該法人の社会的評価が損なわれるおそれがあることは否定できず、当該法人が命令の前提となる行為をしていたことが事実であったとしても、当該法人の社会的評価自体はなお保護に値するものであるから、この場合に当該法人の名称を公表することは当該法人の正当な利益を明らかに害するものである。

また、食中毒を発生させた法人の名称については、食中毒発生による営業停止命令が食品衛生法第63条に基づき公表されているものの、これはあくまで危害の発生・拡大を防止する目的によるものであり、相当期間の経過後も公にされるべき情報とはいえず、当該法人の名称を公にすることにより当該法人の社会的評価が損なわれるおそれがある。

以上により、これらの情報は、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであるため、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(4) ③に係る条例第7条第1号及び第4号の該当性

ア 条例第7条第1号の該当性

本件公文書に押印されている個人の印鑑の印影については、実印によるものであるならば、個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。本件公文書に押印されている個人の印鑑の印影が実印によるものであるか否かは、処分庁において知り得るものではないため、その全てを条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

イ 条例第7条第4号の該当性

本件公文書に押印されている個人の印鑑の印影については、公にすることにより、複製による悪用及び文書の偽造の危険性があり、財産の保護、犯罪の予防に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(5) ④に係る条例第7条第2号及び第4号の該当性

ア 条例第7条第2号の該当性

本件公文書に押印されている訴訟代理人である弁護士の印鑑の印影は、弁護士としての資格に基づき、訴訟の当事者からの依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の文書に限定して押捺されるものであり、その印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものである。当該印影を公にすることにより、これを用いて文書の偽造等がされた場合、当該訴訟代理人の社会的評価が損なわれるおそれがあり、当該訴訟代理人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであるため、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした（東京地裁平成22年1月13日判決）。

イ 条例第7条第4号の該当性

本件公文書に押印されている訴訟代理人の印鑑の印影については、公にすることにより、複製による悪用及び文書の偽造の危険性があり、財産の保護、犯罪の予防に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(6) 審査請求の理由に対する主張

審査請求人は、審査請求の理由として「裁判所に訴えることは、原告・被告・弁護士・事件名と事件名番号公示され公開されている。裁判内容は、我が国の裁判制度においては明らかにされている。京都市長の主張処分は、判決文には適用されず、判決文を京都市長の判断を持って処分するのは理由がない」と主張している。

まず、審査請求人が「原告・被告・弁護士・事件名と事件名番号公示され公開されている」という主張は、裁判の対審及び判決は、公開法廷で行われているという憲法第82条の規定及び何人も、裁判所書記官に対して訴訟記録の閲覧を請求することができるとする民事訴訟法第91条第1項の規定に基づくものであると考える。憲法第82条の規定により、裁判の対審及び判決は、公開されているものであるが、この規定から裁判の対審及び判決によって公開されている個人情報等が、直ちに開示情報となるわけではない。裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われることにより、当該訴訟に係る個人情報に接することができるのは当該法廷に出頭した事件関係者や傍聴人であり、当該個人情報は何人に対しても広く公開されているわけではない（東京地裁平成31年3月14日判決）。

なお、個人及び訴訟代理人の印鑑の印影は、各期日においても公開されているものではないため、上記憲法上の要請を直接に受けるものでもない。

次いで事件記録の閲覧との関係については、民事訴訟法第91条の規定の趣旨に照らせば、同条第1項の規定に基づく記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うことが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号それ自体が不明である場合に訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について民事訴訟法第91条第1項の規定に基づき閲覧請求をすることが可能であるとしても、それは対象とする事件を特定することにより、訴訟記録を閲覧することができるにすぎず、閲覧の制度が存することのみをもって、「原告・被告・弁護士・事件名と事件番号」等の訴訟に係る内容が何人に対しても公開されているものということとはできない（東京地裁平成28年11月29日判決）。

よって、審査請求人の上記主張は失当であって、本件処分には何ら違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び審査会における口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 裁判所に訴えることは、原告・被告・弁護士・事件名と事件番号は公示・公開されている。
- (2) 裁判の内容は、我が国の裁判制度においては明らかにされている。処分庁の処分理由は、判決文には適用されず、判決文を処分庁の判断をもって処分するのは理由がない。
- (3) 我が国の裁判は公開で行われるものであるから、そのような情報を非公開とするのは、処分庁が知られたくない情報を隠しているのではないか。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について
本件公文書は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までに市が訴訟当事者となった判決文76件である。
- (2) 本件処分について
処分庁は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの並びに事件番号については条例第7条第1号、一部の法人の名称については条例第7条第2号、個人の印鑑の印影については条例第7条第1号及び第4号、訴訟代理人の印鑑の印影については条例第7条第2号及び第4号に該当するとして、本件処分を行ったものである。
- (3) 本件審査請求の争点について
本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審査会はこの点について、以下検討する。
 - ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について
 - イ 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について
- (4) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について
 - ア 処分庁は次のとおり主張する。
 - (ア) 憲法第82条の規定により、裁判の対審及び判決は公開されているが、この規定から裁判の対審及び判決によって公開されている個人情報等が直ちに公開情報となるものではない。また、当該訴訟に係る個人情報等に接することができるのは、当該法廷に出頭した事件関係者や傍聴人である。
 - (イ) 訴訟記録について民事訴訟法第91条第1項の規定に基づき閲覧請求をすることが可能であるとしても、それは対象とする事件を特定することにより訴訟記録を閲覧することができるにすぎない。
 - (ウ) 以上から、憲法第82条及び民事訴訟法第91条第1項の規定をもって、訴訟に係る内容が何人に対しても公開されているものということとはできない。

イ これに対し審査請求人は、日本の裁判は公開の場で行われ、原告、被告等の情報を公開しており、また裁判の内容は明らかにされていることから処分庁の処分理由は判決文には適用されないと主張する。

当該主張は、裁判の対審及び判決は公開法廷で行うという憲法第82条の規定及び何人も裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができるとする民事訴訟法第91条第1項の規定に基づくものであると考えられる。

ウ これらの主張を踏まえ、以下、検討する。

(ア) 憲法第82条（裁判の対審及び判決の公開）は、裁判を一般に公開して、裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保することを趣旨としているものである。

(イ) また、民事訴訟法第91条第1項（訴訟記録の閲覧等）は、憲法第82条の要請に伴い何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められているものである。ただし、訴訟記録の閲覧申請がなされた場合、対象となる訴訟記録の閲覧の可否については、同条第5項（訴訟記録の保存又は裁判所の執務への支障）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）の規定に照らし個別に判断されるものであり、あらゆる場面において訴訟記録の閲覧が容認されるものではないと解される。

(ロ) 当審査会としては、憲法第82条及び民事訴訟法第91条第1項の規定に基づく手続等の性質に鑑みると、その手続及び目的の限度において訴訟関係者に関する情報が公にされることがあるとしても、このことをもって、直ちにこれらの情報が広く一般に公にされている情報ということとはできないと考える。

したがって、審査請求人の主張を認めることはできず、本件公文書については、それぞれの公文書に記載されている情報自体の性質に応じて、公開・非公開を判断すべきものであると判断する。

(5) 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について

(4)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。

ア 条例第7条第1号該当性について

(ア) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

(イ) 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第1号に該当するとして非公開とした情報は、以下のとおりである。

- ・ 個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- ・ 事件番号
- ・ 個人の印鑑の印影

(ロ) まず、個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当

該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるものについて検討する。

a 個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名及び住所について

(a) 当審査会において本件公文書を見分したところ、生活保護の支給額や固定資産税の税額の適否を問うものなど個人の生活に密接に関係する事件や処分庁の公金支出の違法性を問う住民訴訟事件など多岐にわたる事件に係る訴訟当事者（ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）、利害関係人及びその他記載のある個人に係る氏名、住所及び電話番号が非公開とされていることが認められた。

(b) 一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、とりわけ自己の生活に密接に関連する訴訟の情報などは、通常他人に知られたくない度合いの高いものとする。

(c) したがって、これらの情報については、個人が識別される情報であり、かつ通常他人に知られたくないものと認められることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

b 第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるものについて

(a) 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁が指導監督する児童養護施設において起きた児童虐待事案に関し、虐待を受けた児童を特定し得る情報や虐待の状況などが非公開とされていることが認められた。

(b) 虐待に係る情報は、氏名や住所を非公開としても、なおプライバシー性が高く、またその内容から個人が識別され得る可能性も否定できないものであることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

(イ) 次に、事件番号について検討する。

a 当審査会において本件公文書を見分したところ、上記(ウ)に該当する非公開情報を含む判決文において、事件番号が非公開とされていることが認められた。

b 事件番号は、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないものである。また、事件が係属する裁判所名と事件番号が判明する場合には、民事訴訟法第9条第1項に基づく訴訟記録の閲覧により、事件に係る個人の氏名、住所、生年月日等を知り得ることとなる。

c そこで当審査会において改めて本件公文書を見分したところ、本件公文書はいずれも各事件の係属する裁判所に関する情報が公開されていることが認められた。

d そうすると、本件公文書における事件番号は、当該情報のみでは個人を識別することはできないものの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得る情報であると認められ、上記(ウ)に該当する非公開情報が明らかとなることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

(オ) 最後に、個人の印鑑の印影について検討する。

a 当審査会において本件公文書を見分したところ、訴状等に押捺されている当該訴訟当事者の印影が非公開とされていることが認められた。

- b 印影は、当該個人が押捺した文書の作成が、自らの意思に基づくものであることを証するものであり、一般に、自己の印影が不正使用されることのないよう、厳重に管理するとともに、不要な場所への押捺を避けるなど、その意に反して流通することのないよう、細心の注意を払うものである。
- c したがって、個人の印鑑の印影については、広く一般に公にされることが予定されている文書に押捺された場合や記名の代わりに簡易的に押捺されていることが明らかな場合など特段の事情がない限り、通常他人に知られたいと認められる情報であると解するべきである。
- d 当審査会としては、(4)エのとおり、訴状等の訴訟関係資料は広く一般に公にされることが予定されている文書とは認められないことから、訴状等に押捺されている個人の印鑑の印影は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

なお、処分庁は、当該非公開部分について、同条第4号該当性も主張するが、第1号に該当するものであるから、同条第4号該当性の検討までは要しない。

イ 条例第7条第2号該当性について

- (ア) 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。
- (イ) 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第2号に該当するとして非公開とした情報は、以下のとおりである。
 - ・ 一部の法人の名称
 - ・ 訴訟代理人の印鑑の印影
- (ウ) まず、一部の法人の名称について検討する。
 - a 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁から都市計画法に基づく建築物除却命令及び建築基準法に基づく是正措置（除却）命令を受けた法人及び食中毒を発生させた法人の名称が非公開とされていることが認められた。
 - b 一般に、法人等においては、行政指導を受けた事実が公になると、当該法人の社会的評価が損なわれるおそれがあり、事業活動に支障が生じる可能性は十分に考えられるものである。また仮に行政指導を行っている時点において、当該行政指導の事実が公にされていたとしても、その後には是正されるなど当該行政指導の目的が達成されている場合には、その後においてもなお行政指導を受けた事実を公にすることの必要性は認められず、また、公にすることにより事業者の現在の事業活動に支障が生じる可能性は十分に考えられるものである。
 - c したがって、当審査会としては、これらの情報については、条例第7条第2号に規定する非公開情報に当たると判断する。
- (エ) 次に、訴訟代理人の印鑑の印影について検討する。
 - a 当審査会において本件公文書を見分したところ、上告受理申立理由書に申立人代理人として押捺されている弁護士の職印の印影が非公開とされていることが認められた。
 - b 弁護士の職印の印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上、真正に作成されたことを証するものである。また訴訟事件において訴訟代理人として弁護士が作成する文書は、社会的に重要な事項に関わるものであるとともに、受

訴裁判所及び相手方当事者等の限られた範囲において受領されるものである。

- c したがって、弁護士の職印の印影については、公開することにより、文書の偽造などを招き、弁護士の正当な利益が害される相当の蓋然性があると認められるため、当審査会としては、条例第7条第2号に規定する非公開情報に当たると判断する。

なお、処分庁は、当該非公開部分について、同条第4号該当性も主張するが、第2号に該当するものであるから、同条第4号該当性の検討までは要しない。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 4月 6日 諮問
5月12日 諮問庁からの弁明書の提出
12月 2日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第7回会議）
令和4年 1月27日 審査請求人の口頭意見陳述（令和3年度第8回会議）
3月29日 審議（令和3年度第9回会議）
5月18日 審議（令和4年度第1回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 北村 和生）